

平成21年度 随意契約の公表(市長直轄組織)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成21年4月1日から平成21年9月30日までの随意契約

【市長直轄】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	平成21年度 行政経営支援システムサポート委託業務	平成21年5月1日	(株)内田洋行 大阪支店	大阪市中央区和泉町 2丁目2番2号	1,155,000円	本業務はシステムのプログラムの詳細な設定情報や環境を熟知していることが必須条件となる。株式会社内田洋行大阪支店は、本システムを開発し平成18年度以降のサポート業務を受託してきた株式会社JSOLから、平成21年5月1日をもって事業移管を受けた事業者であり、先の条件を十分満たしており、本業務を委託するにあたり、十分な能力があると認められる唯一の事業者であるため随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	八尾市第5次総合計画策定支援委託業務	平成21年4月1日	三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株)	大阪市中央区今橋2丁目5番8号	14,994,000円	本事業は第5次総合計画の策定支援事業であり、昨年度プロポーサル方式により事業者を選定したところである。本市の策定方針に沿った効果的な事業支援を受けるためには、効率的な業務の推進は当然であるが、高度な知識を有し八尾市に内在する諸課題や昨年度の取り組みも熟知していることが重要となる。事業者を再度選定する方法では、業務の適切な遂行が確約できない。効率的で効果的な事業継続のため、昨年度と同じ事業者と契約を行うことが最適と判断されるため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	行財政情報サービス「iJAMP」の利用契約	平成21年4月1日	(株)時事通信社	東京都中央区銀座5丁目15番8号	630,000円	当該サービスは行財政情報を収集する上での利便性に優れており、他に同等同種のサービスを提供する主体がないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	包括外部監査契約	平成21年4月1日	坂井 俊介	堺市北区新金岡町一丁目3番27-10号	7,700,000円	外部監査人の選定については地方自治法第252条の36上で、「あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。」と規定されている。また、「市の外部監査をするにふさわしい適任者」を選定することが重要であり、通常の競争入札にはなじまないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)